

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月28日（火）13:30～

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

欠席委員	6番	大城	貴子
	7番	大城	進

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議案第3号 伊江農業振興地域整備計画（重要）の変更について
- 第6 議案第4号 伊江農業振興地域整備計画（軽微）の変更について
- 第7 議案第5号 現況証明について
- 第8 議案第6号 工事完了報告書について
- 第9 議案第7号 利用状況報告書について
- 第10 議案第8号 農用地利用意向調査について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長	<u>大城 篤</u>
主事	<u>亀里 大樹</u>

令和3年第8回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和3年第8回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 農業委員9名中7名、農地利用最適化推進委員3名中2名、出席しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、農業委員総数9名中7名。農地利用最適化推進委員3名中2名。出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に8番西江正委員、9番玉城正芳委員を指名致します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 928 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 899 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 3,505 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 627 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 938 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,156 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 1,480 m²。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積 112 m²。●。登記地目、山林。現況地目、畑。地積 1,268 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 2,782 m²。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 43 m²。合計 13,738 m²。所有権の移転で贈与になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第5条の第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第2号、農地法第5条の第1項の規定による許可申請について」。を説明します。No.1 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 59 m²。転用面積 59 m²。転用目的、墓地。●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 49 m²。転用面積 49 m²。転用目的、墓地。計 108 m²。所有権移転の売買。32 坪。坪 10,000 円となります。No.2 譲受人、●。譲渡人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、畑。地積 760 m²。転用面積 760 m²。転用目的、資材置場。申請の要旨、一時転用。権利等、使用貸借権の設定。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9 番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「伊江農業振興地域整備計画（重要）の変更について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第3号、伊江農業振興地域整備計画（重要）の変更について」。を説明します。整理番号1、●。地積 569 m²。変更に係る面積 400 m²。登記地目、山林。現況地目、畑。変更後の用途、農家分家住宅。になります。整理番号4、●。地積 2,779 m²。変更に係る面積 2,779 m²。登記地目、宅地。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。整理番号5、●。地積 3,051 m²。変更に係る面積 3,

051 m²登記地目、宅地。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。整理番号6、●。地積、1,900 m²。変更に係る面積、1,900 m²。登記地目、宅地。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。整理番号7、●。地積、1,204 m²。変更に係る面積、330 m²。登記地目、宅地。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業。●。地積780 m²。変更に係る面積、330 m²。登記地目、畑。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。整理番号8、●。地積、868 m²。変更に係る面積、868 m²。登記地目、畑。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。整理番号9、●。地積、960 m²。変更に係る面積、960 m²。登記地目、宅地。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。整理番号10、●。地積826 m²。変更に係る面積、826 m²。登記地目、畑。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。整理番号11、●。地積822 m²。更に係る面積、822 m²。登記地目、畑。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、白地。変更後の用途、農用地。県営かんがい排水事業の為。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 休憩いたします。(15:00~)

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第6、議案第4号「伊江農業振興地域整備計画（軽微）変更について」議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第4号、伊江農業振興地域整備計画（軽微）変更について」説明いたします。整理番号2、●。地積1,376 m²。変更に係る面積1,376 m²。登記地目、畑。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、農地。変更後用途、●。整理番号3、●。地積480 m²。変更に係る面積480 m²。登記地目、畑。現況地目、畑。農用地利用計画における用途区分、農地。変更後の用途、

●。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。日程の第7、議案第5号「現況証明について」議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第5号、現況証明について」説明致します。No. 1申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、宅地。面積804㎡。所有者●。令和2年1月28日付、●。No. 2申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、宅地。面積2,775㎡。所有者、●。令和1年12月25日付、●。No. 3申請人●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積、1,043㎡。所有者、●。平成30年9月26日付、●。No. 4申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積566㎡。●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積644㎡。●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積538㎡。●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積1,005㎡。●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積510㎡。●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積756㎡。所有者●。平成30年6月26日付、●。No. 5申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積728㎡。所有者、●。平成9年9月2日付、●。No. 6申請人、●。申請地、●、登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積793㎡。所有者、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積54㎡。所有者、●。平成12年10月25日付、●。No. 7申請人、●。申請地、●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積846㎡。所有者●。登記地目、畑。現況地目、雑種地。面積786㎡。所有者、●。平成28年5月17日付、●。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第8、議案第6号「工事完了報告について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第6号、工事完了報告について」説明致します。No.1 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、令和2年1月28日。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用目的、農業用共同宿舎建設の為。転用面積、804 m²。工事期間、着工令和2年7月6日、完了令和3年2月15日。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。No.2 転用事業者、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。許可年月日、令和1年12月25日。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用目的、村立保育所建設。転用面積、2,775 m²。工事期間、令和2年7月13日～令和3年3月9日。進達意見、事業計画どおりに利用されていると認められる。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第9、議案第7号「利用状況報告について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第7号、利用状況報告について」説明致します。上記の件について下記のとおり意見を付けて沖縄県知事へ進達したいので、可否の決定を求めます。利用状況報告第2回。譲受人、●。転用許可条項、農地法第5条第1項。転用許可年月日、平成30年6月26日。許可指令番号、●。転用許可地の所在、●。転用面積、4,019 m²。転用目的、●。進達意見、事業計画どおり利用されていると認められる。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。進行お願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第10、議案第8号「農用地利用意向調査について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第8号、農用地利用意向調査について」説明致します。上記の件について令和3年9月14日、16日、17日に実施した農用地利用状況調査により、別紙の農地を遊休地として認定し、土地所有者に対して農用地利用意向調査を実施してよいか可否の意見を求めます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩お願いします。

議長 休憩いたします。（15：40～）

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和3年第8回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15：54

署 名

会 長 玉城 增生 印

8 番 西江 正 印

9 番 玉城 正芳 印